

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月9日
【計算期間】	第2期 (自平成22年12月11日至平成23年12月12日)
【ファンド名】	フォルティス中国環境関連株式投信 フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ロバート・モレーズ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	諏訪部 広
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【電話番号】	03-6377-2842
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

< フォルティス中国環境関連株式投信 >

当ファンドは、環境関連の事業を行う中国企業の株式等を投資対象とする外国投資信託証券「BNP PARIBAS FLEXI Equity Greater China Environmental（BNPパリバ フレキシー エクイティ グreaterチャイナ エンバイロメンタル）」に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

< フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド >

当ファンドは、「フォルティス・マネー・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて円建ての公社債等へ投資を行うことで、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

信託金限度額

各ファンドにつき、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの、社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類及び属性区分を網掛けで表示しております。）

< フォルティス中国環境関連株式投信 >

商品分類表

単位型/追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般/大型株/中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり
債券 一般/公債/社債	年2回	日本		
その他債券	年4回	北米		なし
クレジット属性	年6回	欧州	ファンド・	
不動産投信	(隔月)	アジア	オブ・ファ	
その他資産	年12回	オセアニア	ンズ	
(投資信託証券(株式・一	年12回	中南米		
般))	(毎月)	アフリカ		
資産複合	日々	中近東(中東)		
資産配分固定型/資産配分変更型	その他	エマージング		

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

決算頻度による属性区分

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分

ファンド・オブ・ファンズ...社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

<フォルトリス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド>

商品分類表

単位型/追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般/大型株/中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般/公債/社債	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ
その他債券	年4回	北米	
クレジット属性	年6回	欧州	
不動産投信	(隔月)	アジア	
その他資産	年12回	オセアニア	
(投資信託証券(債券・一般))	(毎月)	中南米	エマーGING
資産複合	日々	アフリカ	
資産配分固定型/資産配分変更型	その他	中近東(中東)	

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

その他の資産...組入れている資産を記載するものとする。

決算頻度による属性区分

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ

にのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいう。

上記は、社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類及び属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの特色



「フォルティス中国環境関連株式投信」は、環境関連セクターの中国企業の株式等*を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。

*環境関連の事業を行う中国企業の株式（中国A株・B株・H株・レッドチップ株・香港株式・台湾株式・その他海外市場上場株式）及び中国からのビジネスが収益の重要な部分を占める海外企業の株式。尚、個別銘柄等の価格変動に運用成果が連動する有価証券への投資も含まれます。

■ 当ファンドは、「BNPパリバ フレキシィⅢ エクイティ グレーターチャイナ エンパイロメンタル」（円建て、ルクセンブルク籍）と「フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の2つのファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。

■ 原則として「BNPパリバ フレキシィⅢ エクイティ グレーターチャイナ エンパイロメンタル」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。

■ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。



「フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド」は、円建ての公社債等を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

■ 当ファンドは「フォルティス・マネー・マザーファンド」を実質的な主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

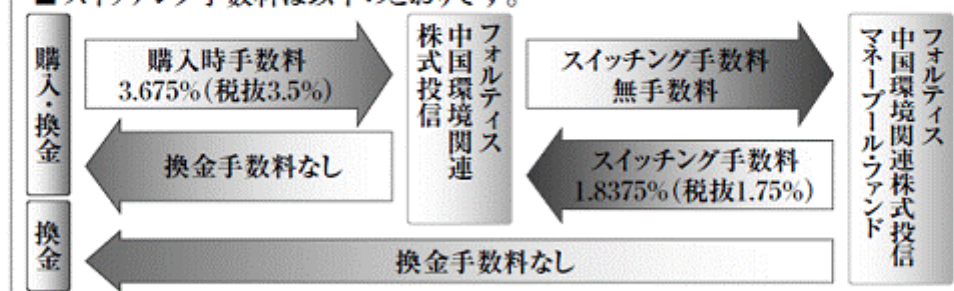


「フォルティス中国環境関連株式投信」と「フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド」間でスイッチングが可能です。

※スイッチングの際には、購入および換金時と同様に、費用・税金がかかりますのでご注意ください。

ご参考:スイッチングについて

■ スwitching手数料は以下のとおりです。



投資環境に重大な変化が生じた場合やその他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少、当ファンドが実質的に一部投資を行う中国A株が規制を受けているQFII制度上の回金制約等）等により、投資対象への投資を大幅に縮小または変更する場合があります。また資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用を行えない場合があります。

「フォルティス中国環境関連株式投信」のポイント

今後の中国の持続的な経済成長に不可欠と考えられる環境関連セクターの中国企業の株式等に積極投資を行います。

① 今後の中国の経済成長に不可欠な3つのファクター

持続的な経済成長に伴う
旺盛なエネルギー需要

「節約・循環型社会」構築のための
省エネ対策

深刻化した環境問題への対応

② 持続的な経済成長に資する環境関連セクターの中国企業の株式等に投資

- 環境関連の事業を行う中国企業の株式（中国A株・B株・H株・レッドチップ株・香港株式・台湾株式・その他海外市場上場株式）及び中国からのビジネスが収益の重要な部分を占める海外企業の株式を主な投資対象とします。尚、個別銘柄等の価格変動に運用成果が連動する有価証券への投資も含まれます。
- 中国A株は、中国国内投資家とQFII（適格外国機関投資家）の認定を受けた中国国外の投資家に限定されている希少性の高い投資対象です。
- 当ファンドは、BNPパリバグループへのQFII認可に基づき、一定のQFII投資枠を確保しております。

③ 環境関連テーマ専門の運用チーム（BNPパリバ インベストメント・パートナーズ SRI運用チーム）の助言を得て、中国現地運用拠点であるハイフートン・インベストメント・マネジメントが銘柄選定を行います。

※上記の体制等は、2011年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

「フォルティス中国環境関連株式投信」の主要投資対象の投資信託証券の概要

外国投資信託証券 BNP PARIBAS FLEXI Equity Greater China Environmental

現地ファンド名	BNP PARIBAS FLEXI Equity Greater China Environmental (BNPパリバ フレキシィ エクイティ グレーターチャイナ エンバイロメンタル)
形態 / 表示通貨	ルクセンブルク籍外国投資法人（特定投資ファンドSICAV-SIF） / 円建て
運用の基本方針	環境関連セクターの中国企業の株式等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。 環境関連の事業を行う中国企業の株式（中国A株・B株・H株・レッドチップ株・香港株式・台湾株式・その他海外市場上場株式）及び中国からのビジネスが収益の重要な部分を占める海外企業の株式。尚、個別銘柄等の価格変動に運用成果が連動する有価証券への投資も含まれます。
主な投資対象	環境関連の事業を行う中国企業の株式（中国A株・B株・H株・レッドチップ株・香港株式・台湾株式・その他海外市場上場株式）及び中国からのビジネスが収益の重要な部分を占める海外企業の株式を主要投資対象とします。尚、個別銘柄等の価格変動に運用成果が連動する有価証券への投資も含まれます。
主な投資制限	有価証券の空売りは行いません。 純資産額の10%を超えて借入れを行いません。（ただし、合併等により一時的に10%を超える場合を除きます。） 投資家の保護に欠け、もしくは資産の適正な運用を害する取引は行いません。
ファンドの休業日	ルクセンブルクの銀行休業日、上海証券取引所、深セン証券取引所もしくは香港証券取引所の休業日
信託報酬等	ファンドの純資産額に年0.9450%（税抜）の率を乗じて得た額とします。 上記にはファンドの運用報酬、管理費用等が含まれます。また、上記以外に、その他の費用・手数料として、組入る有価証券等の売買委託手数料、ファンドに関する租税、監査の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
申込・解約手数料	申込・解約手数料はありません。ただし、ファンドの取締役会の決議により、信託財産留保額に相当する額を徴収する場合があります。
当ファンドでの組入れ割合	原則、95%～99%程度
管理事務代行会社	BNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A. (BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク エス・エイ) ファンドの事務管理等を行います。

投資顧問会社	BNP Paribas Investment Partners Asia Limited (BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド) ファンドの運用を行います。
副投資顧問会社	HFT Investment Management(HK) Limited (ハイフートン・インベストメント・マネジメント(ホンコン)リミテッド) 投資顧問会社から運用の指図に関する権限の委託を受けてファンドの運用業務を行います。
投資助言会社	HFT Investment Management Company Limited (ハイフートン・インベストメント・マネジメント カンパニー・リミテッド) ファンドの投資運用に対する助言を行います。
保管銀行兼副管理事務代行会社	BNP Paribas Securities Services, Luxembourg branch (BNPパリバ セキュリティー・サービスズ ルクセンブルク支店) ファンドの資産の保管業務、管理事務代行会社からの委託を受けて、ファンドの会計、純資産価格の計算、その他の事務手続きを行います。

追加型証券投資信託 フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

ファンド名	フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）
運用会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
形態 / 商品分類	契約型証券投資信託（内国） / 追加型投信 / 国内 / 債券
運用の基本方針	運用にあたっては、決算時の元本の安定性に最大限配慮しつつ、金利水準、想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	円建ての短期公社債
主な投資制限	外貨建資産への投資は行いません。 株式への投資は、信託財産の総額の10%以下とします。
信託期間	設定日（2008年4月24日）より無期限
信託報酬等	ファンドの純資産総額に年0.21%（税抜0.20%）の率を乗じて得た額とします。
その他手数料等	ファンドの組入有価証券等の売買にかかる手数料、先物・オプション取引に要する費用、その他の金融商品取引に要する費用等、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入れの利息等ならびに当該各費用に係る消費税等相当額は間接的に信託財産より負担します。
分配方針	分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、分配金額は委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。
申込・解約手数料	ありません。
当ファンドでの組入れ割合	原則、1%～5%程度

上記の投資信託証券の内容は2011年11月末のものであり、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

上記ファンドは、社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズの組入投資信託証券の要件を満たしております。

（２）【ファンドの沿革】

2009年11月19日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

2009年12月18日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

2010年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（合併後の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み

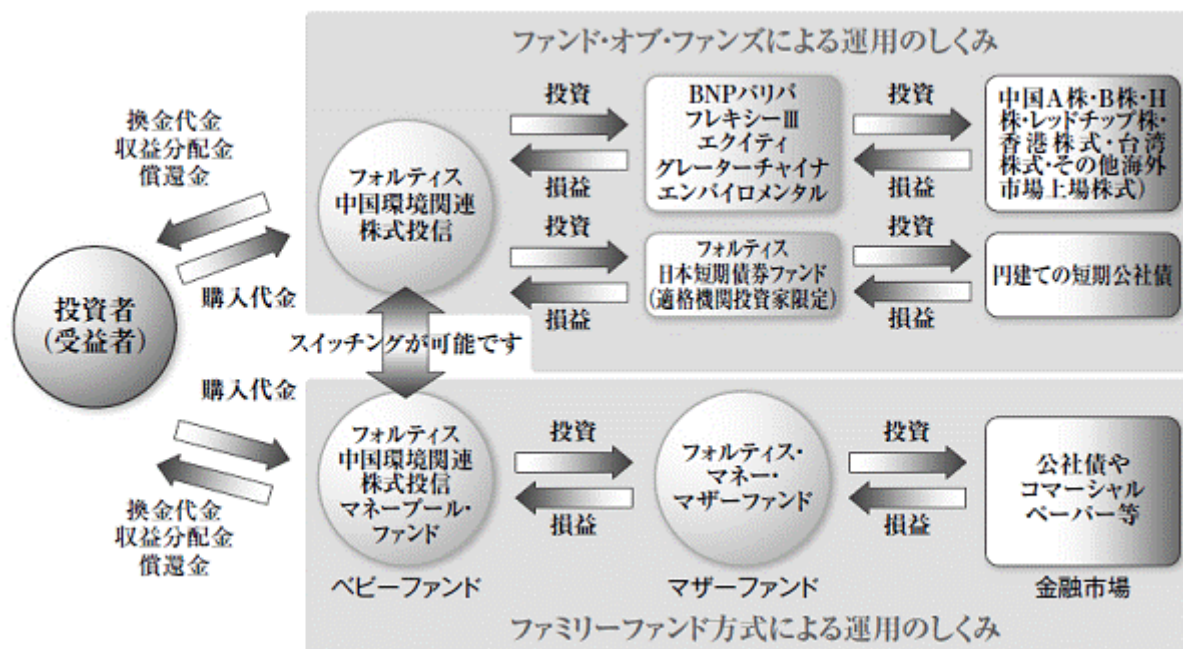
< 「フォルティス中国環境関連株式投信」のファンド・オブ・ファンズによる運用 >

「フォルティス中国環境関連株式投信」は「ファンド・オブ・ファンズ」での運用形態になります。

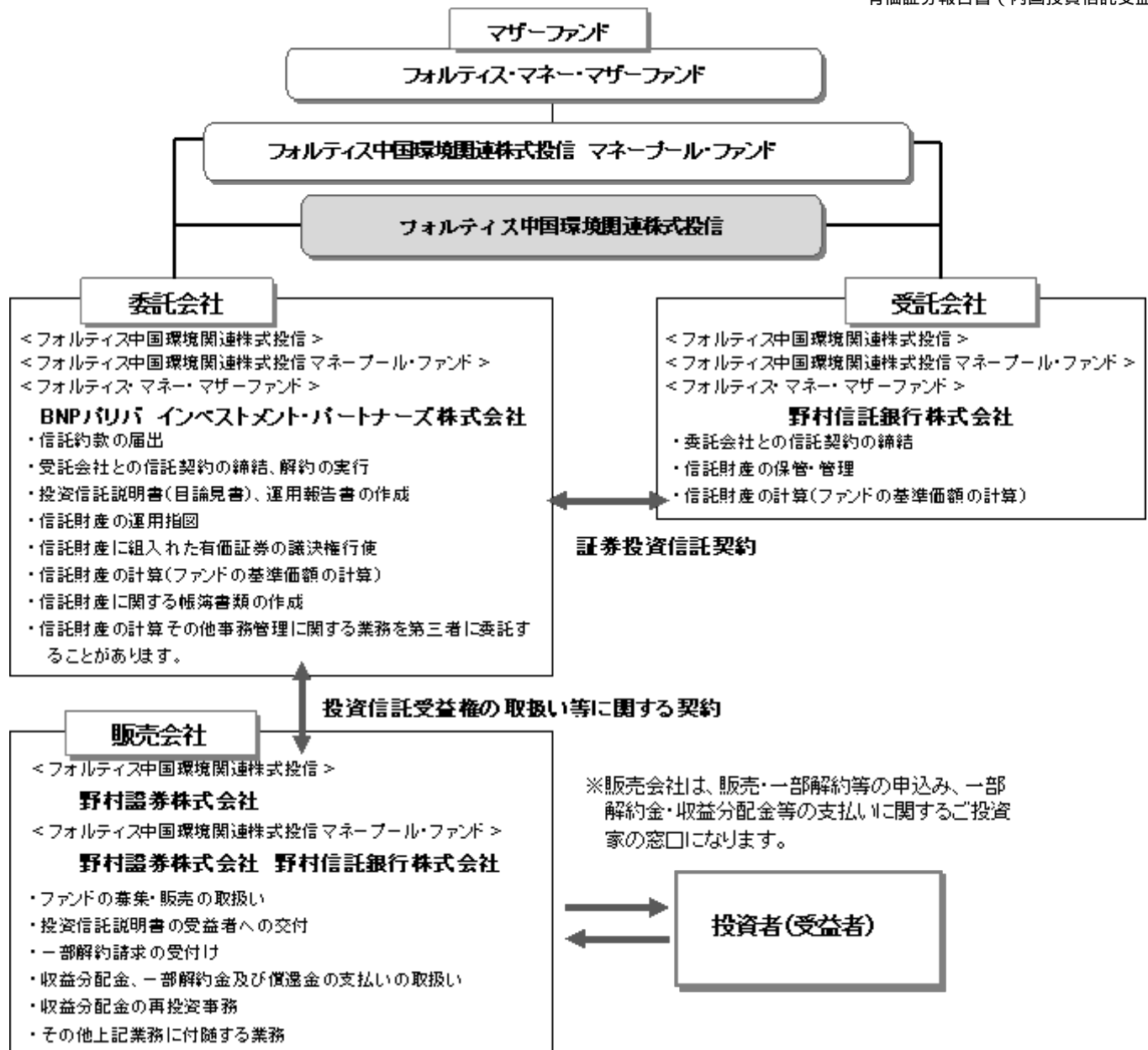
一般に「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券や金融商品に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組入れることにより運用を行います。（投資信託に投資する投資信託になります。）

< 「フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド」のファミリーファンド方式による運用 >

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行うしくみをいいます。



b. ファンドの関係法人及び委託会社が関係法人と締結している契約等の概要



ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社	ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 野村信託銀行株式会社	ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《販売会社》 野村證券株式会社 野村信託銀行株式会社	ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

* 証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

* 投資信託受益権の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

c. 委託会社の概況（2012年1月末現在）

資本金の額 4億5,000万円

沿革 1998年11月9日 会社設立
 1998年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得
 1999年2月26日 証券投資顧問業の登録
 2000年6月20日 投資一任契約業務の認可取得
 2000年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
 2000年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
 2010年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併
 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として
 「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

大株主の状況

株 主 名	住 所	所 有 株 数	所 有 比 率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国 パリ 75009 ブルヴァーオスマン1	9,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 運用方針

< フォルティス中国環境関連株式投信 >

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

< フォルティス中国環境関連株式投信マネープール・ファンド、フォルティス・マネー・マザーファンド >

安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

b. 投資態度

< フォルティス中国環境関連株式投信 >

主として、「BNP PARIBAS FLEXI Equity Greater China Environmental」及び「フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

原則として「BNP PARIBAS FLEXI Equity Greater China Environmental」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。

なお、資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< フォルティス中国環境関連株式投信マネープール・ファンド >

主として、マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< フォルティス・マネー・マザーファンド >

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

< フォルティス中国環境関連株式投信 >

a. 投資対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第19条、第20条及び第21条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 約束手形（イに掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

- b. 委託会社は、信託金を主として「BNP PARIBAS FLEXI Equity Greater China Environmental」「フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 4. 証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に定めるものをいいます。）
 5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいいます。）
 6. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 7. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- なお、3の証券を以下「公社債」といい、4の証券及び5の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- c. 委託会社は、信託金を、bに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- d. bの規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド>

- a. 投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類
1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条及び第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権（イ及びニに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 約束手形（イに掲げるものを除きます。）
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- b. 委託会社は、信託金を主として、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社を委託会社とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「フォルティス・マネー・マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
 5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

9. 転換社債の転換及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

14. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、9の証券または証書、8ならびに16の証券または証書のうち9の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、1から6までの証券の及び8の証券のうち1から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

c. 委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

d. 上記bの規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、cに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

委託会社の運用体制

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

・運用部門（7名）

マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

・トレーディング部門（2名）

運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。

・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（7名）

原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

・内部管理委員会（8名）

原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（6名）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

意思決定プロセス

運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

上記の分析結果をふまえ、運用の投資方針を策定します。

ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

ファンドの運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理及び投資行動のチェックは、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会で行われます。これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

運用体制等は2012年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

BNPパリバグループの概要（2012年1月末現在）

BNPパリバグループ

BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界80を超える国と地域において200,000人以上の従業員を擁します。コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という3つの主要業務分野を核に事業展開し、それぞれ業界のキープレーヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパでは全業務を展開しており、なかでもフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。欧州-地中海沿岸全域において総合的な金融業務を展開するとともに、米国においても強大な拠点網を有します。欧州で既に確固とした地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、アジアにおいても着実かつ急拡大を続けています。日本国内においても約800名のスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

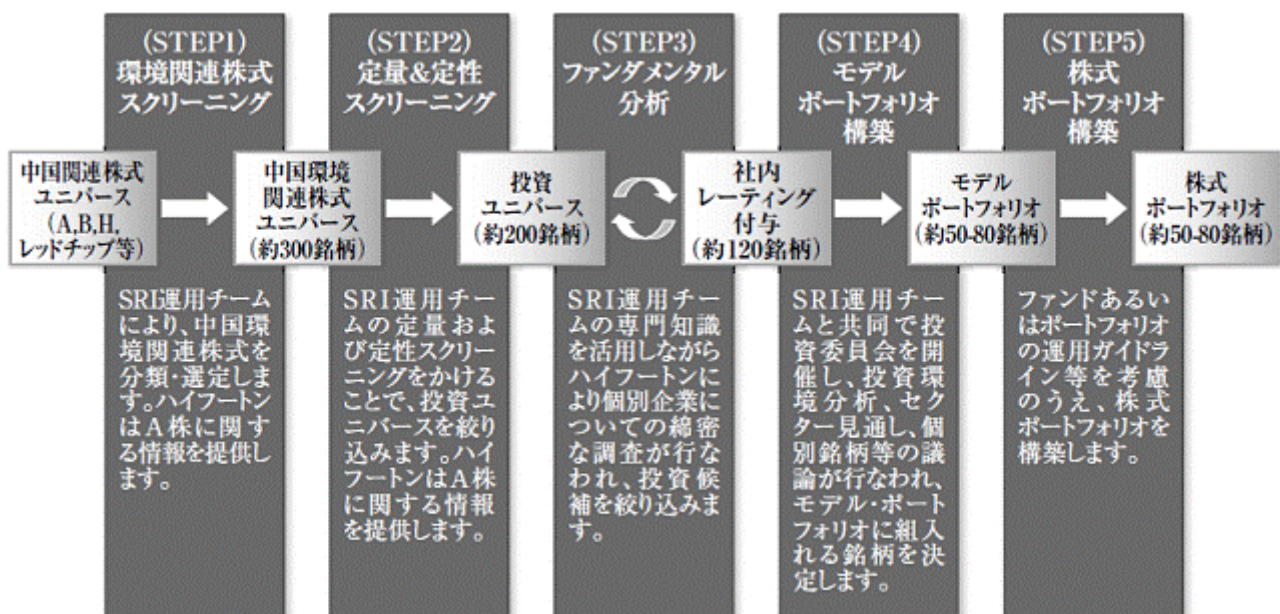
BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。800人を超える各資産クラス向けのサービスに精通した運用担当者が世界中の60の運用拠点による16ネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。

<ご参考>

当ファンドの主要投資対象の外国投資信託証券「BNP PARIBAS FLEXI Equity Greater China Environmental」を運用するハイフトン・インベストメント・マネジメントの運用体制

BNPパリバ フレキシⅢ エクイティ グreaterチャイナ エンバイロメンタルの運用プロセス

SRI運用チームが選定した組入銘柄候補群（中国環境関連株式ユニバース・投資ユニバース）を基に、ハイフトンが株式ポートフォリオの構築を行います。



※上記の体制等は、2011年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

BNPパリバ フレキシィⅢ エクイティ グレーターチャイナ エンバイロメンタルの運用チームについて

ハイフトン・インベストメント・マネジメント
のご紹介（ハイフトン）



海富通基金管理有限公司
HFT INVESTMENT MANAGEMENT CO., LTD.

- 中国大手の証券会社「ハイトン証券」とグローバルに展開する運用会社「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ」との合併運用会社。
- 2003年4月に設立。中国で初期に認可を受けた外資系合併の資産運用会社。
- 上海拠点。社員数212人、資産運用残高約9,078億円*。
- 2004年QFII向けファンドの運用開始。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ
SRI運用チームのご紹介（SRI運用チーム）



BNP PARIBAS
INVESTMENT PARTNERS

- BNPパリバ インベストメント・パートナーズSRI運用チームは、60名により構成。
- サステナビリティ運用及び投資専門知識を持ち合わせたチーム。
- SRI関連戦略の資産運用残高は約1兆5,049億円*。

*2011年12月末現在の対円為替レートで換算。

※上記の体制等は、2011年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

当ファンドは、毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が運用実績、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

（５）【投資制限】

当ファンドは、以下による投資制限があります。

信託約款による主な投資制限

< フォルティス中国環境関連株式投信 >

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産（外貨建資産を組入れ可能な投資信託証券を除きます。）への投資は行いません。

株式への直接投資は行いません。

< フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド、フォルティス・マネー・マザーファンド >

外貨建資産への投資は行いません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

< フォルティス中国環境関連株式投信、フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド 共通 >

・先物取引等の運用指図・目的・範囲

委託会社は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引

に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

・公社債の借入れ

委託会社は、信託財産の効果的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

上記 項の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

・資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< フォルティス中国環境関連株式投信 >

・有価証券の貸付の指図及び範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えない範囲内で貸し付けることの指図をすることができるものとします。

上記 項に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

・スワップ取引の運用指図、目的及び範囲

委託会社は、価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

・金利先渡取引の運用指図、目的及び範囲

委託会社は、価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

上記の「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

< フォルティス中国環境関連株式投信 マネーボール・ファンド >

・投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券についてはこの限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

・同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産とみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

・同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

・スワップ取引の運用指図、目的及び範囲

委託会社は、価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じです。）が、信託財産

の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

・金利先渡取引の運用指図、目的及び範囲

委託会社は、価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

・有価証券の貸付の指図及び範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<ご参考：フォルトイス・マネー・マザーファンド>

・同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

・投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券についてはこの限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

・同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

法令による投資制限

各ファンドに適用される投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）等関連法令上により、以下の取引は、制限されます。

デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を

含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

a. ファンドのリスク特性

「フォルティス中国環境関連株式投信」は、主に投資信託証券に投資を行い、主要投資対象とする外国投資信託証券は、主に株式など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を実質投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する新興国の株式は、先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

「フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド」は、債券等を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額は変動します。

したがって、投資者の皆さまの元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

主なリスクは以下の通りです。

<「フォルティス中国環境関連株式投信」の投資リスク>

株価変動リスク	ファンドは、株式の実質組入比率を原則として高位とすることを基本としますので、株価変動等の影響を大きく受けます。また、ファンドの実質的な投資対象に含まれる中国本土の株式市場は、日本や欧米その他OECD加盟国の株式市場に比べ未成熟な部分もあるため、価格の変動性が大きくなる可能性があります。また、ファンドは特定のテーマに絞って株式に投資を行いますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。より幅広いテーマで株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。
為替変動リスク	ファンドの主要投資対象とする外国投資信託証券では中国株を実質的に保有することから、当該中国人民元の通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。当ファンドは、実質組入対象の外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。
カントリーリスク	ファンドが実質的に投資する中国の経済状況は、日本や欧米その他OECD加盟国と比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、相対的に大きいものになることが予想されます。さらに中国は、近年「社会主義市場経済」への転換を図っており、政治・経済システムの改革を進めていますが、将来の政治・経済・社会情勢、政府政策（法令またはそれらの解釈の改正、課税方法の変更、通貨交換の制限、輸入の制限等を含みます。）の変化、海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入される可能性があり、その結果、株式市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性が想定されます。

<「中国環境関連株」「中国環境関連株マネー」共通の投資リスク>

信用リスク	ファンドが実質的に投資している有価証券等に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券等の価値が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクが高いものになると想定されます。
-------	---

金利変動リスク	一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。当ファンドは主要投資対象の外国投資信託証券の他、円建ての投資信託証券を通じて短期国債に実質投資しますので、金利の変動により、当ファンドの基準価額は変動します。
---------	---

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<「フォルティス中国環境関連株式投信」に関する留意点>

中国では2012年1月末現在、内外資本取引に係る規制を実施しております。中国A株への外国人による投資については、適格国外機関投資家（QFII）制度に基づき、一定の適格要件を満たし、中国の国内証券市場への投資については、中国证券监督管理委员会（CSRC）の認定を受けた運用会社、保険会社、証券会社、商業銀行等の機関投資家が国家外貨管理局（SAFE）で認められた投資限度額の範囲内においてのみ投資が可能となっております。フォルティス中国環境関連株式投信では主要投資対象である「BNPパリバ フレキシ― エクイティ グレーターチャイナ エンバイロメンタル」の管理事務代行会社である「BNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A.（BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク エス・エイ）」が同社の利害関係人等（当該管理事務代行会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該管理事務代行会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）であり、2004年10月11日付でQFIIとしてCSRCより認可を受けたFortis Banque S.A. / N.V.（フォルティス銀行ベルギー）に認められている投資限度額の範囲内で、中国A株に投資を行います。（投資顧問会社である「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド」が行う投資を含みます。）

中国証券制度上の制約等から、当ファンドの主要投資対象である「BNPパリバ フレキシ― エクイティ グレーターチャイナ エンバイロメンタル」（以下、「当該外国投資信託証券」といいます。）に対する換金に伴う支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合等には、委託会社の判断で、ファンドの換金のお申込みの受付を中止すること及び既に受付けた換金のお申込みの受付を取消することがあります。また、当該外国投資信託証券の外国投資法人の取締役会は、当該外国投資信託証券の買付けのお申込みを拒絶する権利を有します。さらに、当該外国投資法人の取締役会は、一定の事由により、当該外国投資信託証券の発行（設定）及び払戻し（解約）を一時的に中断する権限及び、純資産価格の計算を一時的に中断する権利を有します。当該外国投資法人がこれらの権利を行使する場合には、委託会社の判断でファンドの購入、換金のお申込みの各受付を中止すること、及び既に受付けた購入、換金のお申込みの各受付を取消す場合があります。

ファンドは、取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少、当ファンドが実質的に一部投資を行う中国A株が規制を受けているQFII制度上の回金制約等）等により、委託会社の判断でファンドの購入、換金のお申込みの各受付を中止すること、及び既に受付けた購入、換金のお申込みを取消す場合があります。

主要投資対象である当該外国投資信託証券（当該外国投資法人）が存続しないこととなる場合、当該外国投資信託証券が償還になる場合があります。当該外国投資信託証券の償還により、当ファンドは償還する場合があります。

<「フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド」の留意点>

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

<中国A株のリスク及び留意事項について>

（税制リスク）

当ファンドが主要投資対象とする当該外国投資信託証券への投資に際しては、中国政府による非居住者に適用される税制政策に起因するリスクを伴います。中国国内において恒久的施設を有さない適格国外機関投資家（QFII）により得られたキャピタルゲインに対する課税は現在実施されておられません。しかしながら、中国政府による税制等の変更による遡及的効果を伴ったキャピタルゲインに対する課税の可能性を考慮し、当該外国投資信託証券において保有有価証券を譲渡することにより得られたキャピタルゲインの10%を税金相当額として引き当てております。尚、関連する税制リスクについては継続的に調査し、今後必要となる引当等については適宜実施されることとなります。

株式配当金、利息収入及びその他の収入に関しては、現行の適用税率に基づき源泉徴収が実施されており、当該外国投資信託証券の資産価格の算出に際しての引当の実施は行っておりません。（上記は2011年11月の当該外国投資信託証券の目論見書の情報に基づくものです。）

（関係法令に係るリスク）

中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。

証券市場を取り巻く制度及び制約

- ・中国の証券市場及び証券投資に関する枠組み（決済システムなど市場インフラを含みます。）には、様々な制限及び制約があります。これらの制限及び制約は、大部分が中国証券監督管理委員会（CSRC）及び国家外貨管理局（SAFE）の裁量によって行われます。
- ・中国の証券市場に対して種々の規制の緊急導入や、あるいは政策の変更などによる新たな規制が設けられた場合には、投資対象市場が著しい悪影響を被る可能性があります。

（回金遅延リスク）

国家外貨管理局（SAFE）の裁量による、中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等により、海外からの投資規制や海外への

送金規制など、円と中国人民元との交換が停止となる場合があります。予定している信託財産の回金が行えない可能性があります。すなわち、有価証券の売却や売却代金の回金の遅延等に伴い、ファンドにおいて、換金代金等の支払いが遅延することがあります。

■QFII（適格外国機関投資家）：Qualified Foreign Institutional Investors

< QFII制度について >

QFII制度は、一定の条件を満たし、CSRC（China Securities Regulatory Commission：中国証券監督管理委員会）の許可を受けた海外の金融機関について、従来は認められていなかった中国証券市場への投資を認める制度で、2002年12月に施行されました。

中国A株は、中国国外投資家にとってはQFII制度を通じてのみ投資可能であるため希少な投資対象です。

■CSRC（中国証券監督管理委員会）：China Securities Regulatory Commission

■SAFE（国家外貨管理局）：State Administration of Foreign Exchange

以下、各ファンド共通

< その他の留意点 >

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

大口換金の制限について

各ファンドの資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超えるご換金はいけません。また、別途大口のご換金について、1日1件10億円以下の金額であっても、各ファンドの残高、市場の流動性の状況、中国当局の規制等によっては、委託会社の判断によりご換金の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

< 投資信託についての一般的な留意事項 >

市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。

投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

投資信託は預金または金融債ではありません。

投資信託は保険契約ではありません。

投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。

投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

< 法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点 >

当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

b. リスクの管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門においてモニタリングを行います。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。一方、法務・コンプライアンス及びリスク管理部門においては、法令・諸規則、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。さらに、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	C E O、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部門の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限 / 責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、CEO、COO、インベストメント・リスク管理部門の代表者、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、内部監査部門の代表者、監査役
所管業務	業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限／責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

上記の内容は2012年1月末現在であり、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

< フォルティス中国環境関連株式投信 >

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。お申込手数料に係る消費税及び地方消費税がかかります。

販売会社の申込手数料率に変更になった場合には上限の率も変更になる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税引後再投資されます。

< スイッチング手数料 >

「フォルティス中国環境関連株式投信」から「フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド」へのスイッチング：無手数料

「フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド」から「フォルティス中国環境関連株式投信」へのスイッチング：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に1.8375%（税抜1.75%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。

詳細は販売会社にお問合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料

各ファンドとも解約手数料はありません。

信託財産留保額

< フォルティス中国環境関連株式投信 >

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

< フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド >

ありません。

(3)【信託報酬等】

< フォルティス中国環境関連株式投信 >

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8715%（税抜0.830%）の率を乗じた額とします。

信託報酬は信託約款第31条に規定する計算期間を通じて毎日計算して費用として計上されます。

信託報酬及び信託報酬に対する消費税等は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末ならびに信託終了のときに信託財産中から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.105%（税抜0.10%）	年0.735%（税抜0.70%）	年0.0315%（税抜0.03%）

また当ファンドの主要投資対象である投資信託証券に関しても管理運用報酬等を実費として間接的に負担します。

主要投資対象の投資信託証券	管理運用報酬等（合算概算値）
BNP PARIBAS FLEXI Equity Greater China Environmental フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	年率0.945%（税抜）

実質的にご負担いただく信託報酬率（概算）

上記信託報酬に当ファンドの主要投資対象である投資信託証券に係る管理運用報酬を加えた概算値は年率1.8165%程度（税込）です。（2012年1月末現在）

<フォルトイス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド>

ファンドの純資産総額に以下の「コールレート」に応じた信託報酬率及び配分とします。

「コールレート」は各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レートとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率を下記に応じた率で算出します。

信託報酬率

コールレート		0.4%未満のとき	0.4%以上0.65%未満のとき	0.65%以上のとき
信託報酬率		年0.1575% (税抜0.15%)以内	年0.3150% (税抜0.30%)	年0.5775% (税抜0.55%)
配分 (税抜)	委託会社	年0.065%以内	年0.13%	年0.22%
	販売会社	年0.070%以内	年0.14%	年0.28%
	受託会社	年0.015%以内	年0.03%	年0.05%

2012年2月1日現在の信託報酬率は、0.0105%（税抜0.01%）です。

信託報酬は信託約款第34条に規定する計算期間を通じて毎日計算して費用として計上されます。

信託報酬及び信託報酬に対する消費税等は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末ならびに信託終了のときに信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドは以下の手数料が発生します。

以下のその他の費用はファンドを通じて間接的にご投資家の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

信託事務の諸費用	信託財産に関する租税 信託財産の財務諸表の監査に要する費用 有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用 信託事務の処理に要する諸費用
売買・保管等に要する費用	ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等 先物・オプション取引に要する費用 その他の金融商品取引に要する費用
資金の借入れ	信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等
その他	受託会社の立て替えた立替金の利息 当該各費用に係る消費税相当額

上記の「信託事務の諸費用」は、あらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される金額を上限として、信託財産よりご負担いただきます。ただし、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更する場合があります。当該諸費用は、信託財産の計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁されます。

その他の費用については、定時に見直されるものや売買条件等により異なるものがある為、当該費用及び合計額（上限額等を含む）及び具体的な金額を表示することが出来ません。

上記ファンドでご負担いただく各当該費用に係る信託報酬、その他の費用の合計額、上限額、計算方法等は、保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時、請求時に初めて具体的な金額を認識する場合があるため、予め具体的な金額等を記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（2012年1月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

●個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は原則、20%（所得税15%、地方税5%）となります。

ただし、2013年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）が源泉徴収されます。また、2013年1月1日から2037年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2012年12月31日まで	2013年1月1日から 2013年12月31日まで	2014年1月1日から 2037年12月31日まで
10% （所得税7%、地方税3%）	10.147% （所得税7.147%、地方税3%）	20.315% （所得税15.315%、地方税5%）

* 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損との通算を行うことができます。通算してもなお控除しきれない損失の金額は翌年以降3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができます。なお、総合課税、申告分離課税の選択については、その選択により所得金額及び税額が不利になる可能性もありますので、詳細につきましては税務専門家に確認して頂くことをお勧め致します。

* 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

ただし、2013年12月31日までは、租税特別措置法に基づく譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）の申告分離課税が適用されます。また、2013年1月1日から2037年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2012年12月31日まで	2013年1月1日から 2013年12月31日まで	2014年1月1日から 2037年12月31日まで
10% （所得税7%、地方税3%）	10.147% （所得税7.147%、地方税3%）	20.315% （所得税15.315%、地方税5%）

* 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限り、）と損益通算を行うことができます。

* 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

配当控除の適用はありません。

●法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は原則、15%（所得税）となります。

ただし、2013年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。また、2013年1月1日から2037年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2012年12月31日まで	2013年1月1日から 2013年12月31日まで	2014年1月1日から 2037年12月31日まで
7%（所得税）	7.147%（所得税）	15.315%（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は原則、15%（所得税）となります。

ただし、2013年12月31日までは、租税特別措置法に基づく譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。また、2013年1月1日から2037年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2012年12月31日まで	2013年1月1日から 2013年12月31日まで	2014年1月1日から 2037年12月31日まで
7%（所得税）	7.147%（所得税）	15.315%（所得税）

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。
受取配当等益金不算入制度の適用はありません。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

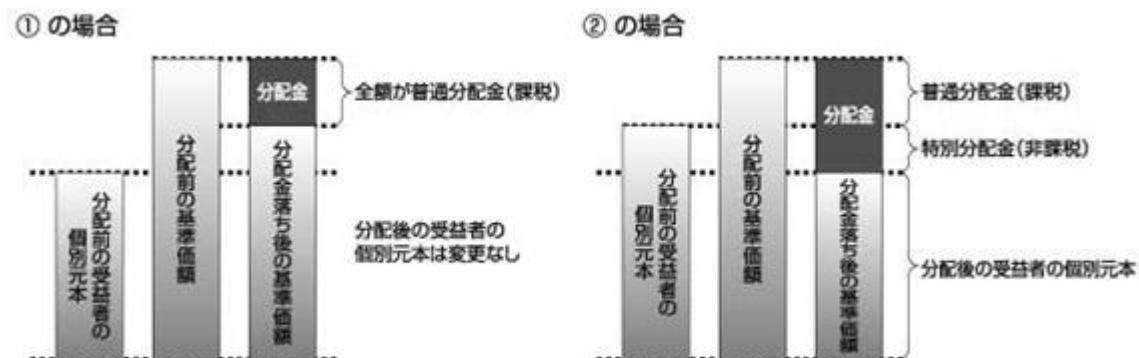
< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

分配金に関するイメージ図



買取につきましては、販売会社にお問合わせください。

詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

[フォルティス中国環境関連株式投信]

(1)【投資状況】

平成24年1月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	79,848,485	0.68
投資証券	ルクセンブルク	11,363,995,504	97.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		267,804,122	2.29
合計（純資産総額）		11,711,648,111	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(評価額上位銘柄)

平成24年1月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルク	投資証券	BNP PARIBAS FLEXI Equity Greater China Environmental	1,494,476	7,511 11,225,009,236	7,604 11,363,995,504	97.03
2	日本	投資信託 受益証券	フォルティス日本短期債券ファン ド(適格機関投資家限定)	79,744,817	1.0015 79,864,434	1.0013 79,848,485	0.68

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(種類別の投資比率)

平成24年1月末現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	0.68
投資証券	外国	97.03

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年１月末から平成24年１月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１期	（平成22年12月10日）	56,495	57,512	11,111	11,311
第２期	（平成23年12月12日）	12,613	12,613	7,325	7,325
	平成23年１月末日	34,470	-	10,398	-
	平成23年２月末日	29,701	-	10,081	-
	平成23年３月末日	26,842	-	10,097	-
	平成23年４月末日	23,685	-	10,063	-
	平成23年５月末日	20,360	-	9,219	-
	平成23年６月末日	19,054	-	9,077	-
	平成23年７月末日	17,529	-	8,825	-
	平成23年８月末日	15,646	-	8,159	-
	平成23年９月末日	13,302	-	7,173	-
	平成23年10月末日	13,999	-	7,728	-
	平成23年11月末日	13,175	-	7,569	-
	平成23年12月末日	11,527	-	7,106	-
	平成24年１月末日	11,711	-	7,406	-

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
第１期計算期末	200
第２期計算期末	-

【収益率の推移】

	収益率（％）
第１期 （平成22年12月10日）	13.1
第２期 （平成23年12月12日）	34.1

（注）各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

[フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド]

（１）投資状況

平成24年１月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	36,233,646	100.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		525	0.00
合計（純資産総額）		36,233,121	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注２）投資比率は、小数第３位以下を四捨五入してあります。

（参考情報：フォルティス・マネー・マザーファンドの投資状況）

平成24年 1 月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	29,980,826	82.74
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		6,252,701	17.26
合計（純資産総額）		36,233,527	100.00

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（評価額上位銘柄）

平成24年 1 月末現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	フォルティス・マネー・マザー ファンド	36,150,500	1.0022 36,230,032	1.0023 36,233,646	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

（種類別の投資比率）

平成24年 1 月末現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報：フォルティス・マネー・マザーファンドの投資資産）

投資有価証券の主要銘柄

（評価額上位銘柄）

平成24年 1 月末現在

国/ 地域	種類	銘柄名	額面（千 円）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	国債証券	第222回国庫短期証券	30,000	99.93 29,980,826	99.93 29,980,826	82.74

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

（種類別の投資比率）

平成24年 1 月末現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
国債証券	日本	82.74

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他の投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

（３）運用実績

純資産の推移

平成23年１月末から平成24年１月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１期	（平成22年12月10日）	166	166	10,006	10,006
第２期	（平成23年12月12日）	38	38	10,016	10,016
	平成23年１月末日	107	-	10,008	-
	平成23年２月末日	99	-	10,009	-
	平成23年３月末日	85	-	10,009	-
	平成23年４月末日	72	-	10,009	-
	平成23年５月末日	53	-	10,011	-
	平成23年６月末日	51	-	10,011	-
	平成23年７月末日	47	-	10,012	-
	平成23年８月末日	42	-	10,013	-
	平成23年９月末日	45	-	10,013	-
	平成23年10月末日	39	-	10,015	-
	平成23年11月末日	39	-	10,015	-
	平成23年12月末日	38	-	10,016	-
	平成24年１月末日	36	-	10,017	-

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

分配の推移

	1万口当たりの分配金（円）
第１期計算期末	-
第２期計算期末	-

収益率の推移

		収益率（％）
第１期	（平成22年12月10日）	0.1
第２期	（平成23年12月12日）	0.1

（注）各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

各ファンドの設定日(平成21年12月18日)から第2期末（平成23年12月12日）までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

[フォルティス中国環境関連株式投信]

	設定口数	解約口数
第1期	120,076,248,263	69,227,888,988
第2期	1,906,549,684	35,533,861,016

[フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド]

	設定口数	解約口数
第1期	3,107,364,300	2,941,250,305
第2期	39,813,099	167,409,631

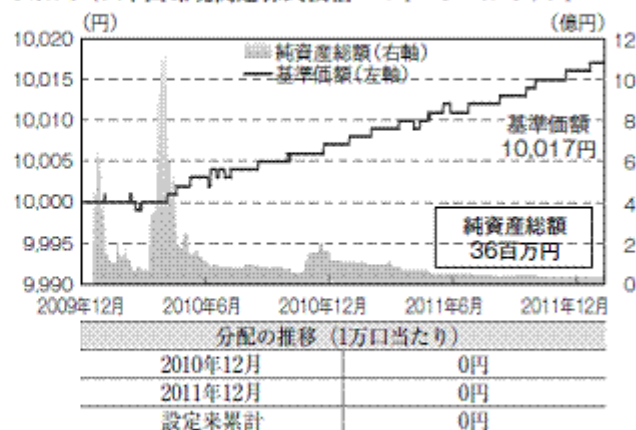
<参考情報> 運用実績(2012年1月31日現在)

基準価額・純資産・分配の推移(2009年12月18日～2012年1月31日)

フォルティス中国環境関連株式投信



フォルティス中国環境関連株式投信 マネーボール・ファンド



(注1) 上記の各ファンドの基準価額は、信託報酬控除後の1万口当たりの値です。

(注2) 基準価額(分配金再投資)の推移は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。

主要な資産の状況

●資産配分

フォルティス中国環境関連株式投信

ファンド	投資比率
BNPパリバフレキシィIII エクイティ グレーターチャイナ エンバイロメンタル	97.03%
フォルティス 日本短期債券 ファンド	0.68%
現金・その他	2.29%
合計	100.00%

フォルティス中国環境関連株式投信
マネーボール・ファンド

ファンド	投資比率
フォルティス・マネー・マザー ファンド	100.00%
現金・その他	△0.00%
合計	100.00%

●フォルティス・マネー・マザーファンドの
組入銘柄

銘柄	投資比率
第222回 国庫短期証券	82.74%
合計	82.74%

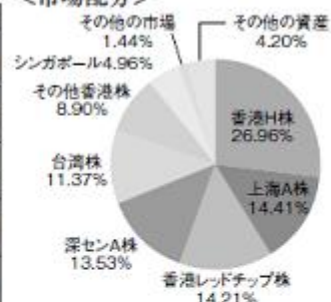
※投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
小数点第3位以下を四捨五入しています。

●BNPパリバ フレキシィIII エクイティ グレーターチャイナ エンバイロメンタルの資産内容
<組入上位10銘柄(全銘柄数:79銘柄)>

銘柄	市場	テーマ	組入比率
Taiwan Semiconductor Manufacturing 台湾積体回路製造	台湾	エネルギー 効率向上	5.97%
CLP Holdings 中電控股	香港レッド チップ	クリーン エネルギー	4.40%
Shanghai Electric Group 上海電気集団	香港H株	エネルギー 効率向上	3.48%
BYD 比亚迪	香港H株	輸送 エコロジー	3.44%
Hong Kong & China Gas 香港中華煤氣	香港レッド チップ	クリーン エネルギー	3.36%
Wilmar International ウィルマー・インターナショナル	シンガ ポール	農業 エコロジー	3.29%
China Railway Group 中国中鉄	香港H株	輸送 エコロジー	3.20%
Power Assets Holdings 電能実業	香港レッド チップ	クリーン エネルギー	3.14%
CSR Corp 中国南車	香港H株	輸送 エコロジー	3.14%
Nari Technology Development 国電南瑞科技	上海A株	エネルギー 効率向上	2.80%

※各比率は、BNPパリバ フレキシィIII エクイティ グレーターチャイナ エンバイロメンタルが保有する資産比率を算出しています。
※当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

<市場配分>



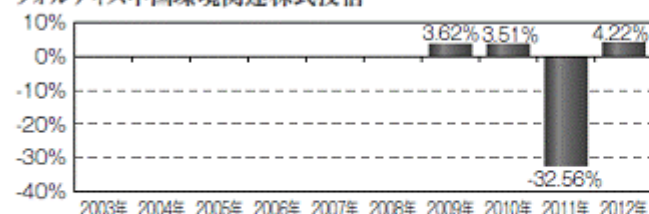
※香港株の市場分類は、ハイフートン・インベストメント・マネージメントの分類に基づいています。

<通貨配分>



年間収益率の推移(暦年ベース)

フォルティス中国環境関連株式投信

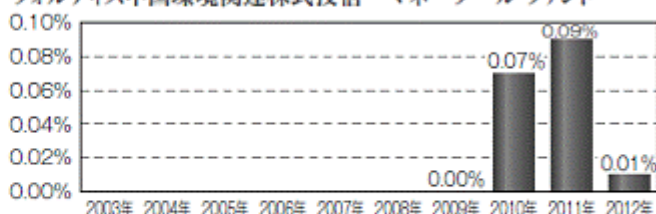


※各ファンドの年間収益率の推移は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※各ファンドの2009年はファンドの設定日(2009年12月18日)を10,000とし年末までのもの、2012年は年初から2012年1月31日までの収益率を示しています。

※各ファンドには、ベンチマークはありません。

フォルティス中国環境関連株式投信 マネーボール・ファンド



ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
最新の運用実績は表紙に記載の委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みを行うものとします。

取得申込者は、お申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

自動けいぞく投資コースの場合には、お申込みの際に販売会社との間で「累積投資契約」（収益分配金の再投資を目的とする販売会社と取得申込者との契約約款で異なる名称のものを含みます。）に基づく契約を締結していただきます。

スイッチングについて

当ファンドは「フォルティス中国環境関連株式投信」、「フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド」間でスイッチングができます。お申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。スイッチングのお申込方法は、お買付のお申込みの場合と同様です。

スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することと、売却するファンドと取得するファンドを同時にお申込みいただきます。

ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料

<フォルティス中国環境関連株式投信>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限に販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。お申込手数料に係る消費税及び地方消費税がかかります。

販売会社の申込手数料率が変わった場合には上限の率も変更になる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税引後再投資されます。

なお、スイッチング手数料は以下のとおりです。

「フォルティス中国環境関連株式投信」から「フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド」へのスイッチング：無手数料

「フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド」から「フォルティス中国環境関連株式投信」へのスイッチング：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に1.8375%（税抜1.75%）を上限に販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込受付

原則毎営業日行います。ただし、取得申込日がルクセンブルクの銀行休業日、上海証券取引所、深セン証券取引所もしくは香港証券取引所の休業日（以下「海外市場休業日」といいます。）の場合には翌営業日の取得申込みのお申込みとして取扱います。

申込価額

フォルティス中国環境関連株式投信：取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

申込単位

一般コース：1万口以上1万口単位

自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位

「フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド」は、スイッチング以外による買付はできません。（「フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド」は、「フォルティス中国環境関連株式投信」からのスイッチングでのみ買付け可能です。）

自動けいぞく投資コースの販売単位は1万円以上1円単位ですが、「フォルティス中国環境関連株式投信」の全額を換金した場合の手取金の全額をもって「フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド」の買付けの申込みを行う場合及び「フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド」の全額を換金した場合の手取金の全額をもって「フォルティス中国環境関連株式投信」の買付けの申込みを行う場合は、1口単位とします。

自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

購入後のコース変更はできません。

詳細は販売会社にお問合わせください。

その他

取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、当ファンドの投資対象である外国投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等または中国当局の規制等があるときは、「中国環境関連株」が実質的に一部投資を中国A株が規制を受けているQFII制度上の回金制約等)等により、取得申込み(スイッチングによる取得申込みを含みます。)の受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。また委託会社は投資対象国の株式市場等の流動性を勘案し、取得申込みの受付を制限することができます。

2【換金(解約)手続等】

各ファンドの換金(解約)手続等は以下になります。

委託会社は、ご換金(解約)の実行の請求を受付けた場合には、各ファンドの一部を解約します。なお、ご換金(解約)の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る当ファンドの一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約単位

一般コース：1万口単位

自動けいぞく投資コース：1円単位

解約請求の受付

原則販売会社の営業日にご換金の申込みを受付けます。

ただし、海外市場休業日の場合は翌営業日とします。

解約価額

<フォルティス中国環境関連株式投信>

解約請求受付日の翌営業日の基準価額より信託財産留保額を控除した価額とします。

<フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド>

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約手数料

各ファンドありません。

信託財産留保額

<フォルティス中国環境関連株式投信>

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

<フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド>

ありません。

換金の支払開始日

各ファンド、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払い致します。

その他

取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、当ファンドの主要投資対象である外国投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等または中国当局の規制等があるときは、「中国環境関連株」が実質的に一部投資を中国A株が規制を受けているQFII制度上の回金制約等)等により、一部解約の実行の請求の受付を中止する場合があります。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記Cの規定に準じて算出した価額とします。

また上記の場合により有価証券の売却(当ファンドの主要投資対象の外国投資信託証券の解約または換金を含みます。)や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

<大口換金の制限について>

ファンドの資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える換金はいりません。また、別途、大口換金について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況、中国当局の規制

等によっては、委託会社の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券または各ファンドの信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株式、上場投資信託：原則として、基準価額計算日¹の金融商品取引所の終値で評価します。

公社債等：原則として、基準価額計算日¹における以下のいずれかの価額で評価します。²

日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）

第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

価格情報会社の提供する価額

外国投資信託証券：原則、基準価額計算日の前日（前日が外国ファンドの営業日でない場合はとりうる直近）の純資産価格で評価します。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。（フォルティス中国環境関連株式投信の掲載名「中国環株」）

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

各ファンド、信託期間は設定日（2009年12月18日）から2019年11月29日までです。ただし、（5）その他（ ）ファンドの償還条件に該当した場合等には、信託期間の途中で信託を終了させることがあります。

<フォルティス中国環境関連株式投信>

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたとき、取引所等における取引の停止、当ファンドの主要投資対象である外国投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）もしくは流動性の極端な減少、「中国環境関連株」が実質的に一部投資を中国A株が規制を受けているQFII制度上の回金制約等）等により受託会社と協議のうえ、信託約款第46条の規定にしたがい、信託期間を延長する場合があります。

委託会社は、信託約款第4条の規定による信託期間満了日に信託を終了できない真にやむを得ない事情が生じたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を6ヵ月延長します。この場合において延長後の信託期間終了日においても当該事由が解消しない場合も同様とします。

(4)【計算期間】

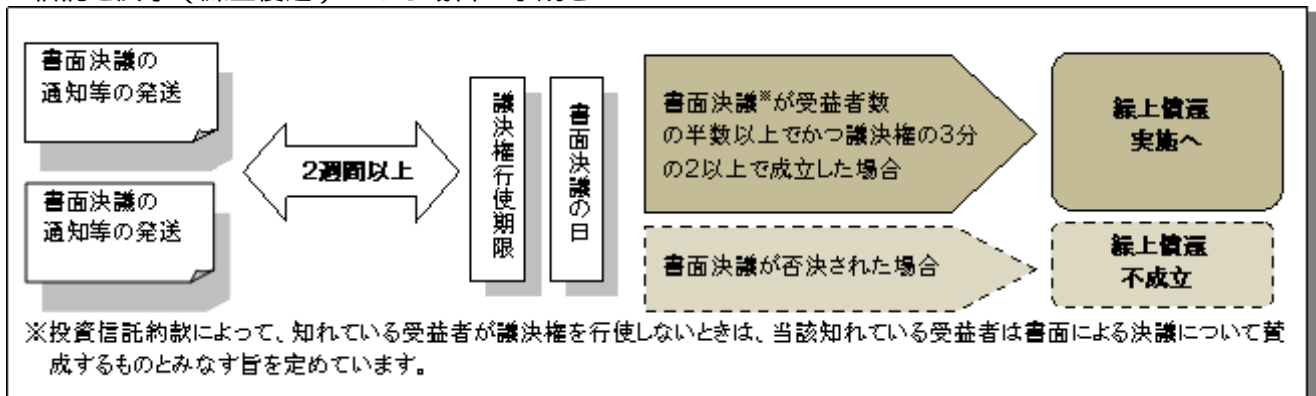
各ファンドの計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。第1計算期間は信託契約締結日から平成22年12月10日までとし、最終計算期間の終了日は信託約款第4条に規定する各ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

() ファンドの償還条件

- A 信託期間中に下記の ~ に該当した場合は、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- 各ファンドを解約することが受益者のため有利であると認められた場合
- 各ファンドの一部を解約することにより受益権の残存口数が当初設定口数の10分の1または30億口を下回ることとなった場合（「中国環境関連株マネー」はファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合）
- その他やむを得ない事情が発生した場合
- 上記の場合において委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、上記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、各ファンドの受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 上記 項の書面決議において、受益者（委託会社及び各ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 上記 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 上記 項から 項までの規定は、委託会社が各ファンドの解約について提案をした場合において、当該提案につき、各ファンドに係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- B 委託会社は、監督官庁より各ファンドの解約または信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、各ファンドを解約し信託を終了させ、または各ファンドの信託約款を変更します。委託会社は、監督官庁の命令に基づいて各ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記（ ）信託約款の変更等にしたがいます。
- C 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、各ファンドを解約し、信託を終了させます。前記の規定にかかわらず、監督官庁が各ファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、各ファンドは、信託約款「信託約款の変更等」の規定する書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- D 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の規定に従い新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- E 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、各ファンドに関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、各ファンドに関する事業を承継させることがあります。

< 信託を終了（繰上償還）させる場合の手続き >



() 償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が各ファンドの償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が、支払開始日から10年間その支払いの請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

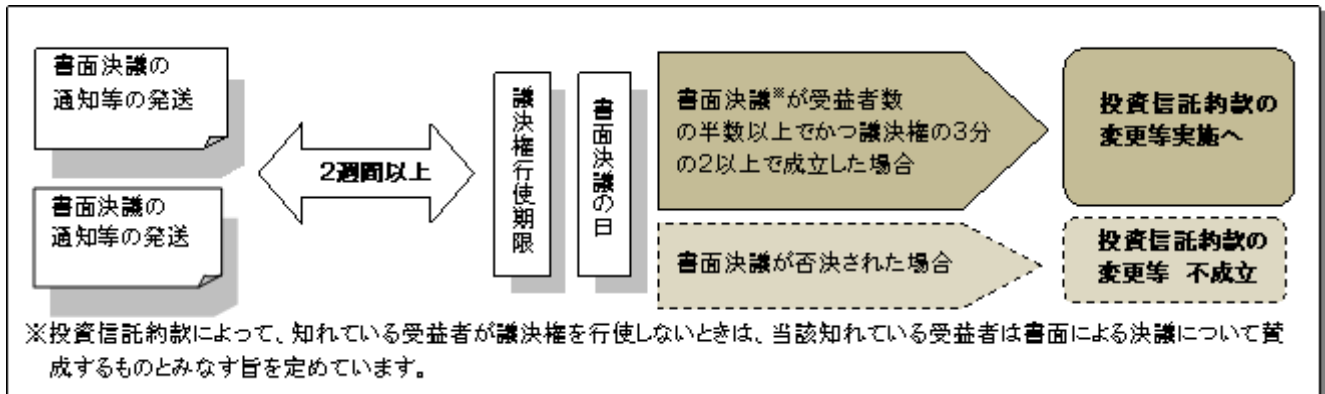
() 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンド2,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

() 信託約款の変更等

- A 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは各ファンドと他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は信託約款「信託約款の変更等」の規定に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- B 委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、各ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- C 前項の書面決議において、受益者（委託会社及び各ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- D Bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- E 書面決議の効力は、各ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- F BからEまでの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、各ファンドに係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- G 前各項の規定にかかわらず、各ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

< 投資信託約款の変更が重要なものである場合の手続き >



- () 公告
委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
- () 信託約款に関する疑義の取扱い
信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。
- () 反対者の買取請求権
信託約款に規定する信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続に関する事項は、信託約款に規定する書面に付記します。
- () 運用報告書
委託会社は、決算時及び償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を經由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資家に対して開示されることがあります。
- () 関係法人との契約更改
委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3か月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

- (1) 当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
- (2) 収益分配金に対する権利
当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
受益者は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。
- (3) 償還金に対する権利
当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。
- (4) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。
解約代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

（5）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

〔フォルティス中国環境関連株式投信〕

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第31条により、平成21年12月18日から平成22年12月10日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年12月18日から平成22年12月10日まで）及び、第2期計算期間（平成22年12月11日から平成23年12月12日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【フォルティス中国環境関連株式投信】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第 1 期 (平成22年12月10日現在)	第 2 期 (平成23年12月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,739,352,860	363,211,156
投資信託受益証券	79,944,179	79,864,434
投資証券	55,315,021,728	12,341,534,408
未収入金	899,980,108	-
未収利息	3,752	497
流動資産合計	59,034,302,627	12,784,610,495
資産合計	59,034,302,627	12,784,610,495
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,016,967,185	-
未払解約金	1,222,293,837	99,413,844
未払受託者報酬	10,278,074	2,480,040
未払委託者報酬	274,081,919	66,134,288
その他未払費用	15,438,282	2,619,939
流動負債合計	2,539,059,297	170,648,111
負債合計	2,539,059,297	170,648,111
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 50,848,359,275	1, 2 17,221,047,943
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	3 5,646,884,055	3 4,607,085,559
(分配準備積立金)	4,812,425,513	1,570,296,908
元本等合計	56,495,243,330	12,613,962,384
純資産合計	56,495,243,330	12,613,962,384
負債純資産合計	59,034,302,627	12,784,610,495

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 自 平成21年12月18日 至 平成22年12月10日	第 2 期 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
営業収益		
受取利息	1,123,147	426,145
有価証券売買等損益	9,714,454,200	9,274,039,276
営業収益合計	9,715,577,347	9,273,613,131
営業費用		
受託者報酬	25,471,300	7,489,988
委託者報酬	679,234,548	199,732,815
その他費用	15,438,282	2,619,939
営業費用合計	720,144,130	209,842,742
営業利益又は営業損失（ ）	8,995,433,217	9,483,455,873
経常利益又は経常損失（ ）	8,995,433,217	9,483,455,873
当期純利益又は当期純損失（ ）	8,995,433,217	9,483,455,873
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,166,040,519	3,117,563,098
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	5,646,884,055
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,915,854,225	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,915,854,225	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,081,395,683	3,888,076,839
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,081,395,683	3,868,573,222
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	19,503,617
分配金	¹ 1,016,967,185	¹ -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,646,884,055	4,607,085,559

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 1 期 自 平成21年12月18日 至 平成22年12月10日	第 2 期 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時 価で評価しております。時価評価にあ たっては、投資信託受益証券の基準価 額に基づいて評価しております。 投資証券 -----	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時 価で評価しております。時価評価にあ たっては、投資信託受益証券の基準価 額で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあ たっては、投資証券の基準価額で評価 しております。
2. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	計算期間末日の取扱い -----	計算期間末日の取扱い 平成23年12月10日及びその翌日が休 日のため、当計算期間末日を平成23年 12月12日としております。

(貸借対照表に関する注記)

第 1 期 (平成22年12月10日現在)		第 2 期 (平成23年12月12日現在)	
1 期首元本額	47,476,971,171円	1 期首元本額	50,848,359,275円
期中追加設定元本額	72,599,277,092円	期中追加設定元本額	1,906,549,684円
期中解約元本額	69,227,888,988円	期中解約元本額	35,533,861,016円
2 計算期間末における受益権の総数	50,848,359,275口	2 計算期間末における受益権の総数	17,221,047,943口
3 元本の欠損 -----		3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回ってお り、その差額は4,607,085,559円であります。	

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 1 期 自 平成21年12月18日 至 平成22年12月10日
1 分配金の計算過程 （自 平成21年12月18日 至 平成22年12月10日） 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（712,719円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（5,828,679,979円）、信託約款に規定される収益調整金（834,458,542円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は6,663,851,240円（1万口当たり1,310.52円）であり、うち1,016,967,185円（1万口当たり200.00円）を分配金額としております。
第 2 期 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
1 分配金の計算過程 （自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日） 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（105,976,221円）及び分配準備積立金（1,570,296,908円）より分配対象収益は1,676,273,129円（1万口当たり973.37円）であります。当期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第1期 自 平成21年12月18日 至 平成22年12月10日	第2期 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（投資信託受益証券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、税制リスク、関係法令に係るリスク、信用リスク、金利変動リスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（投資信託受益証券、投資証券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、カントリーリスクなどの信用リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、運用調査部門から独立した複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。上記のリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する問題点の是正勧告を行っております。事務リスクについては内部管理委員会により定期的に検証を行っております。また、日常的モニタリングとして、業務部門による日々のトレード、約定、決済におけるモニタリング及びコンプライアンス部門による法令・諸規則、及び運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施しております。	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第 1 期 (平成22年12月10日現在)	第 2 期 (平成23年12月12日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 ----- (3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 ----- (3) 上記以外の金融商品 同左

(有価証券に関する注記)

第 1 期（平成22年12月10日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	55,821 円
投資証券	6,119,218,236 円
合計	6,119,162,415 円

第 2 期（平成23年12月12日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	79,745 円
投資証券	6,459,136,168 円
合計	6,459,215,913 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第 1 期 (平成22年12月10日現在)	第 2 期 (平成23年12月12日現在)
1口当たり純資産額 1.1111 円	1口当たり純資産額 0.7325 円
(1万口当たり純資産額 11,111 円)	(1万口当たり純資産額 7,325 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託 受益証券	フォルティス日本短期債券ファン ド(適格機関投資家限定)	79,744,817	79,864,434	
投資証券	BNP PARIBAS FLEXI Equity Greater China Environmental	1,643,128	12,341,534,408	
合計		81,387,945	12,421,398,842	

（注）投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の投資信託受益証券及び「BNP PARIBAS FLEXI Equity Greater China Environmental」の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」及び「投資証券」は、すべてこれらの投資信託受益証券及び投資証券です。

なお、これらの投資信託受益証券及び投資証券の状況は以下のとおりです。

1. 「フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

（1）貸借対照表

区分	注記 番号	（平成22年12月9日現在）	（平成23年12月9日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		3,562,916	102,590,199
国債証券		879,409,393	879,453,362
未収利息		4	140
流動資産合計		882,972,313	982,043,701
資産合計		882,972,313	982,043,701
負債の部			
流動負債			
未払金		-	99,923,000
未払受託者報酬		138,986	138,534
未払委託者報酬		1,251,146	1,246,552
流動負債合計		1,390,132	101,308,086
負債合計		1,390,132	101,308,086
純資産の部			
元本等			
元本		879,425,839	879,425,839
剰余金			
剰余金又は欠損金 （ ）		2,156,342	1,309,776
元本等合計		881,582,181	880,735,615
純資産合計		881,582,181	880,735,615
負債純資産合計		882,972,313	982,043,701

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成21年12月18日 至 平成22年12月10日	自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
有価証券の評価基準 及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額等、又は投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(1 口当たり情報に関する注記)

(平成22年12月 9 日現在)		(平成23年12月 9 日現在)	
1 口当たり純資産額	1.0025 円	1 口当たり純資産額	1.0015円
(1 万口当たり純資産額	10,025 円)	(1 万口当たり純資産額	10,015円)

(3) 有価証券組入明細

種類	銘柄名	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第187回国庫短期証券	180,000,000	179,937,612	
	第201回国庫短期証券	200,000,000	199,885,756	
	第216回国庫短期証券	200,000,000	199,863,716	
	第222回国庫短期証券	300,000,000	299,766,278	
合計		880,000,000	879,453,362	

2. 「BNP PARIBAS FLEXI Equity Greater China Environmental」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同信託の委託会社であるBNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A.からの情報に基づき、平成22年12月9日及び平成23年12月9日の状況を掲記したものであります。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	(平成22年12月9日現在)	(平成23年12月9日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		5,755,439,623	1,543,468,393
株式		52,498,203,734	11,902,606,327
未収入金		2,491,060,168	18,602,847
未収利息		2,688,620	-
未収配当金		88,363,067	7,412,052
流動資産合計		60,835,755,212	13,472,089,619
資産合計		60,835,755,212	13,472,089,619
負債の部			
流動負債			
未払金		3,036,114,171	1,017,091,241
未払解約金		1,999,986,701	99,994,860
未払費用/未払報酬		84,233,061	13,964,410
流動負債合計		5,120,333,933	1,131,050,511
負債合計		5,120,333,933	1,131,050,511
純資産の部			
元本等			
元本		48,693,420,000	16,431,280,000
剰余金			
剰余金又は欠損金()		7,022,001,279	4,090,240,892
元本等合計		55,715,421,279	12,341,039,108
純資産合計		55,715,421,279	12,341,039,108
負債純資産合計		60,835,755,212	13,472,089,619

(2) 注記表

(1 口当たり情報に関する注記)

(平成22年12月9日現在)		(平成23年12月9日現在)	
1口当たり純資産額	11,442 円	1口当たり純資産額	7,511円

(3) 主要有価証券組入銘柄

平成23年12月9日現在

銘柄名	組入純資産比率(%)
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	5.66%
CLP HOLDINGS LTD	4.48%
NARI TECHNOLOGY DEVELOPMENT	4.07%
SHANGHAI ELECTRIC GROUP COMPANY	3.98%
HONG KONG & CHINA GAS	3.34%
CHINA RAILWAY GROUP LTD	3.29%
CSR CORP LTD	3.22%
POWER ASSETS HOLDINGS LTD	3.13%
WILMAR INTERNATIONAL LTD	2.89%
CHINA RAILWAY CONSTRUCTION	2.60%

〔フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド〕

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第34条により、平成21年12月18日から平成22年12月10日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年12月18日から平成22年12月10日まで）及び、第2期計算期間（平成22年12月11日から平成23年12月12日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

【フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 1 期 （平成22年12月10日現在）	第 2 期 （平成23年12月12日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,797,902	-
親投資信託受益証券	166,214,045	38,581,904
未収入金	35,558,341	-
未収利息	6	-
流動資産合計	206,570,294	38,581,904
資産合計	206,570,294	38,581,904
負債の部		
流動負債		
未払解約金	40,351,493	-
未払受託者報酬	484	219
未払委託者報酬	4,266	2,106
流動負債合計	40,356,243	2,325
負債合計	40,356,243	2,325
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 166,113,995	1, 2 38,517,463
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	100,056	62,116
（分配準備積立金）	27,297	39,705
元本等合計	166,214,051	38,579,579
純資産合計	166,214,051	38,579,579
負債純資産合計	206,570,294	38,581,904

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 自 平成21年12月18日 至 平成22年12月10日	第 2 期 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
営業収益		
受取利息	4,043	87
有価証券売買等損益	168,916	80,083
営業収益合計	172,959	80,170
営業費用		
受託者報酬	3,364	714
委託者報酬	30,133	6,516
営業費用合計	33,497	7,230
営業利益又は営業損失（ ）	139,462	72,940
経常利益又は経常損失（ ）	139,462	72,940
当期純利益又は当期純損失（ ）	139,462	72,940
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	124,992	41,153
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	100,056
剰余金増加額又は欠損金減少額	160,328	37,370
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	160,328	37,370
剰余金減少額又は欠損金増加額	74,742	107,097
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	74,742	107,097
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	100,056	62,116

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 1 期 自 平成21年12月18日 至 平成22年12月10日	第 2 期 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあたっては、親 投資信託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	計算期間末日の取扱い -----	計算期間末日の取扱い 平成23年12月10日及びその翌日が休 日のため、当計算期間末日を平成23年 12月12日としております。

(貸借対照表に関する注記)

第 1 期 (平成22年12月10日現在)	第 2 期 (平成23年12月12日現在)
1 期首元本額 1,000,000円 期中追加設定元本額 3,106,364,300円 期中解約元本額 2,941,250,305円	1 期首元本額 166,113,995円 期中追加設定元本額 39,813,099円 期中解約元本額 167,409,631円
2 計算期間末における受益権の総数 166,113,995口	2 計算期間末における受益権の総数 38,517,463口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 自 平成21年12月18日 至 平成22年12月10日
1 分配金の計算過程 (自 平成21年12月18日 至 平成22年12月10日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (27,297 円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した 額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (72,759円) 及び分配準備積立金 (0円) より分配対象収益 は100,056円 (1万口当たり6.01円) ですが、当期は分配は行っておりません。

第 2 期 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
1 分配金の計算過程 (自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (35,912 円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した 額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (24,839円) 及び分配準備積立金 (3,793円) より分配対象 収益は64,544円 (1万口当たり16.74円) ですが、当期は分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第 1 期 自 平成21年12月18日 至 平成22年12月10日	第 2 期 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが親投資信託受益証券を通じて実質的に保有する金融商品の種類は、有価証券（国債証券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、信用リスク、金利変動リスクを有しております。	当ファンドが親投資信託受益証券を通じて実質的に保有する金融商品の種類は、有価証券（国債証券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、運用調査部門から独立した複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。上記のリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する問題点の是正勧告を行っております。事務リスクについては内部管理委員会により定期的に検証を行っております。また、日常的モニタリングとして、業務部門による日々のトレード、約定、決済におけるモニタリング及びコンプライアンス部門による法令・諸規則、及び運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施しております。	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第 1 期 (平成22年12月10日現在)	第 2 期 (平成23年12月12日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 ----- (3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 ----- (3) 上記以外の金融商品 同左

(有価証券に関する注記)

第 1 期（平成22年12月10日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	49,808 円
合計	49,808 円

第 2 期（平成23年12月12日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	42,346円
合計	42,346円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第 1 期 (平成22年12月10日現在)		第 2 期 (平成23年12月12日現在)	
1口当たり純資産額	1.0006 円	1口当たり純資産額	1.0016 円
(1万口当たり純資産額	10,006 円)	(1万口当たり純資産額	10,016 円)
		額	

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	フォルティス・マネー・マザーファンド	38,497,211	38,581,904	
合計		38,497,211	38,581,904	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「フォルティス・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フォルティス・マネー・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成22年12月10日現在)	(平成23年12月12日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		111,864,067	8,604,134
国債証券		89,915,894	29,976,726
未収利息		153	11
流動資産合計		201,780,114	38,580,871
資産合計		201,780,114	38,580,871
負債の部			
流動負債			
未払解約金		35,558,341	-
流動負債合計		35,558,341	-
負債合計		35,558,341	-
純資産の部			
元本等			
元本	1 , 2	166,031,411	38,497,211
剰余金			
剰余金又は欠損金()		190,362	83,660
元本等合計		166,221,773	38,580,871
純資産合計		166,221,773	38,580,871
負債純資産合計		201,780,114	38,580,871

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成21年12月18日 至 平成22年12月10日	自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
有価証券の評価基準 及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額等、又は投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

（平成22年12月10日現在）		（平成23年12月12日現在）	
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,000,000円	1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	166,031,411円
同期中における追加設定元本額	2,446,674,193円	同期中における追加設定元本額	28,981,307円
同期中における解約元本額	2,281,642,782円	同期中における解約元本額	156,515,507円
同期末における元本の内訳		同期末における元本の内訳	
フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド	166,031,411円	フォルティス中国環境関連株式投 信 マネープール・ファンド	38,497,211円
2本報告書における開示対象ファンドの計算期間末における受益権の総数	166,031,411口	2本報告書における開示対象ファンドの計算期間末における受益権の総数	38,497,211口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	自 平成21年12月18日 至 平成22年12月10日	自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（国債証券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、信用リスク、金利変動リスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（国債証券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	（平成22年12月10日現在）	（平成23年12月12日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 ----- (3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 ----- (3) 上記以外の金融商品 同左

（有価証券に関する注記）

（平成22年12月10日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	- 円
合計	- 円

（平成23年12月12日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	- 円
合計	- 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

（平成22年12月10日現在）		（平成23年12月12日現在）	
1口当たり純資産額	1.0011 円	1口当たり純資産額	1.0022円
（1万口当たり純資産額	10,011 円）	（1万口当たり純資産額	10,022円）

（3） 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第222回国庫短期証券	30,000,000	29,976,726	
合計		30,000,000	29,976,726	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成24年1月31日

[フォルティス中国環境関連株式投信]

資産総額	11,725,880,179	円
負債総額	14,232,068	円
純資産総額（ - ）	11,711,648,111	円
発行済数量	15,813,033,415	口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7406	円

[フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンド]

資産総額	36,233,646	円
負債総額	525	円
純資産総額（ - ）	36,233,121	円
発行済数量	36,171,670	口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0017	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドのすべての受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法そ

の他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成24年1月末現在）

資本金 4億5,000万 円
発行株式総数 50,000 株
発行済株式総数 9,000 株
株式 記名式・額面 100,000 円

（最近5年間における資本金の額の増減）

平成21年6月30日に4億5,000万円の増資

平成22年2月5日に4億5,000万円の減資

b. 委託会社等の機構（平成24年1月末現在）

- （1）3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとしないうちもしくは議長となろうとしないうちは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役及び監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

（2）運用の意思決定プロセス

運用部門が独自に行う調査及びBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。

運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成24年1月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	65	2,102
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	28	575
単位型公社債投資信託	27	537
合計	120	3,215

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第13期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第13期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。また、第14期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第12期 （平成22年3月31日現在）		第13期 （平成23年3月31日現在）	
資産の部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
流動資産		千円	千円	千円	千円
預金	＊ 2		650,883		1,097,456
前払費用			21,476		40,611
未収委託者報酬			630,040		1,068,576
未収運用受託報酬			79,709		269,440
未収投資助言報酬			68,017		66,031
未収収益			16,185		1,011,320
未収入金			8,019		9,158
立替金			-		16,666
未収消費税等			-		2,550
貸倒引当金				-	
流動資産計			1,474,334		3,562,858
固定資産					
有形固定資産			96,126		121,782
建物	＊ 1	93,220		118,534	
器具備品	＊ 1	2,905		3,248	
無形固定資産			2,288		257,758
ソフトウェア		1,163		2,752	
のれん		-		252,714	
その他		1,124		2,291	
投資その他の資産			157,154		379,872
長期差入保証金		151,154		372,871	
その他		6,000		7,000	
固定資産計			255,568		759,412
資産合計			1,729,903		4,322,270

期別		第12期 （平成22年3月31日現在）		第13期 （平成23年3月31日現在）		
負債の部						
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額	
流動負債	* 2	千円	千円	千円	千円	
預り金			78,131		179,435	
未払金			544,232		1,021,798	
未払手数料		313,366		675,141		
未払委託調査費		196,124		313,612		
その他未払金		34,742		33,045		
未払費用			57,143		723,575	
未払法人税等			3,895		15,855	
賞与引当金			41,815		90,353	
役員賞与引当金			5,179		11,222	
関係会社借入金			-		300,000	
流動負債計			730,397		2,342,235	
固定負債						
退職給付引当金			347,596		482,224	
役員退職慰労引当金			10,050		-	
預り敷金保証金			-		223,121	
固定負債計			357,646		705,345	
負債合計				1,088,043		3,047,579
純資産の部						
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額	
株主資本		千円	千円	千円	千円	
資本金			450,000		450,000	
資本剰余金			457,777		1,915,644	
資本準備金		7,777		7,777		
その他資本剰余金		450,000		1,907,867		
利益剰余金			265,918		1,090,952	
利益準備金		75,500		75,500		
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		341,418		1,166,452		
株主資本合計			641,859		1,274,691	
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金			-		0	
評価・換算差額等合計			-		0	
純資産合計			641,859		1,274,691	
負債・純資産合計			1,729,903		4,322,270	

（２）【損益計算書】

期別		第12期 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日		第13期 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			2,287,627		3,804,714
運用受託報酬			228,150		644,089
投資助言報酬			214,404		164,216
その他営業収益			63,660		1,172,399
営業収益計			2,793,843		5,785,419
営業費用					
支払手数料			1,058,102		2,057,927
広告宣伝費			7,306		26,297
調査研究費			51,923		89,765
委託調査費			513,358		719,478
委託計算費			97,072		348,430
営業雑経費			53,136		88,685
印刷費		49,900		83,216	
協会費		3,235		5,468	
営業費用計			1,780,901		3,330,584
一般管理費					
給料			825,549		1,363,746
役員報酬		72,320		116,319	
給料・手当		605,972		1,109,432	
賞与		147,256		137,995	
業務委託費			105,244		279,364
交際費			549		3,077
旅費交通費			16,160		51,306
事業税			5,135		15,767
租税公課			8,132		11,443
不動産賃借料			211,357		225,073
賞与引当金繰入額			41,815		76,142
役員賞与引当金繰入額			5,179		11,222
退職金			-		19,929
退職給付費用			55,464		103,207
役員退職慰労金			3,594		4,203
役員退職慰労引当金繰入額			10,050		-
固定資産減価償却費			10,613		13,021
のれん償却費			-		78,428
諸経費			70,134		217,815
一般管理費計			1,368,979		2,473,750
営業利益又は営業損失 （ ）			356,037		18,915

期別		第12期 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日		第13期 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益					
受取利息	* 1	562		222	
受取違約金		13,026		-	
為替差益		-		51,460	
雑益		2,189		12,174	
営業外収益計			15,778		63,858
営業外費用					
支払利息	* 1	-		1,490	
雑損失		208		3,968	
営業外費用計			208		5,458
経常利益又は経常損失 （ ）			340,468		39,484
特別損失					
固定資産除却損			-		397
過年度賞与引当金繰入不足額			-		14,211
特別損失計			-		14,609
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失（ ）			340,468		24,875
法人税、住民税及び事業税		950		3,982	
法人税等調整額		-	950	353,209	357,191
当期純利益又は当期純損失 （ ）			341,418		332,316

（３）【株主資本等変動計算書】

第12期
自 平成21年4月 1日
至 平成22年3月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	450,000
	新株の発行	450,000
	その他資本剰余金へ振替	-
	当期変動額合計	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	315,000
	新株の発行	344,223
	その他利益剰余金へ振替	29,223
	当期変動額合計	7,777
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	200
	その他利益剰余金へ振替	450,000
	資本金から振替	449,800
	当期変動額合計	450,000
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	420,577
	当期末残高	457,777
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	344,423
	当期変動額	-
	剰余金の配当	344,423
	資本剰余金から振替	341,418
	当期純損失	3,005
利益剰余金合計	当期変動額合計	341,418
	当期末残高	268,923
	当期変動額	3,005
株主資本合計	当期末残高	265,918
	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
純資産合計	当期末残高	641,859
	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
	当期末残高	641,859

第13期

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	7,777
	当期変動額	-
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	前期末残高	450,000
	当期変動額	企業結合による増加 1,457,867
	当期変動額合計	1,457,867
	当期末残高	1,907,867
資本剰余金合計	前期末残高	457,777
	当期変動額	1,457,867
	当期末残高	1,915,644
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	341,418
	当期変動額	企業結合による増加 492,718
		当期純損失 332,316
		当期変動額合計 825,034
	当期末残高	1,166,452
利益剰余金合計	前期末残高	265,918
	当期変動額	825,034
	当期末残高	1,090,952
株主資本合計	前期末残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	-
	当期変動額	0
	当期末残高	0
純資産合計	前期末残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691

重要な会計方針

期別 項目	第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1．有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの — 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用 しております。	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法（時価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定）を採用してお ります。 時価のないもの 同左
2．固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しておりま す。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用） については、社内における見込み 利用可能期間（5年）による定額 法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 なお、ソフトウェア（自社利用） については、社内における見込み 利用可能期間（5年）による定額 法を採用しております。 また、のれんについては5年間の 期間均等償却によっております。
3．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるた め、支給見込み額のうち当事業年 度に負担すべき額を計上しており ます。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、 支給見込み額のうち当事業年度に 負担すべき額を計上しておりま す。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左

項目	期別 第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	(3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 —	(3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左 (5) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
—	（企業結合に関する会計基準等の適用） 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。 （資産除去債務に関する会計基準） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日）を適用しております。これに伴う営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第12期 （平成22年3月31日現在）	第13期 （平成23年3月31日現在）
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。
建物 21,080千円	建物 31,845千円
器具備品 8,009千円	器具備品 8,567千円
* 2 関係会社項目	* 2 関係会社項目
預金 449,400千円	預金 1,073,099千円
	関係会社借入金 300,000千円

（損益計算書関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
* 1 関係会社取引項目	* 1 関係会社取引項目
受取利息 470千円	支払利息 1,490千円

（株主資本等変動計算書関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日					
1．発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	4,500	-	9,000	
2．配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	一株当り 配当額 （円）	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

第13期
 自 平成22年4月 1日
 至 平成23年3月31日

1．発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	9,000	-	-	9,000	
2．配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	一株当り 配当額 （円）	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

(リース取引関係)

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。		(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。	
(2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。		(2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料		オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料	
1 年内	139,855千円	1 年内	259,940千円
1 年超	221,437千円	1 年超	302,501千円
合 計	361,292千円	合 計	562,442千円

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

第12期
自 平成21年4月 1日
至 平成22年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。長期差入保証金は信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、総務・業務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第12期
(平成22年3月31日現在)

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	650,883	650,883	-
(2) 未収委託者報酬	630,040	630,040	-
(3) 長期差入保証金	151,154	147,695	3,459
資産計	1,432,077	1,428,618	3,459
(1) 未払手数料	313,366	313,366	-
(2) 未払委託調査費	196,124	196,124	-
負債計	509,490	509,490	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬

営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負債

(1) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	650,883	-	-	-
未収委託者報酬	630,040	-	-	-
長期差入保証金	-	151,154	-	-

追加情報

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

第13期
自 平成22年4月 1日
至 平成23年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

関係会社借入金、支払期日にその支払いを実行するため、同行の当座預金に資金を留保しており流動性リスクは担保されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第13期
(平成23年3月31日現在)

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	1,097,456	1,097,456	-
未収委託者報酬	1,068,576	1,068,576	-
未収運用受託報酬	269,440		
貸倒引当金（＊１）	18,954		
	250,486	250,486	-
未収投資助言報酬	66,031	66,031	-
未収収益	1,011,320	1,011,320	-
未収入金	9,158	9,158	-
長期差入保証金	372,871	364,400	8,471
資産計	3,875,900	3,867,429	8,471
未払手数料	675,141	675,141	-
未払委託調査費	313,612	313,612	-
その他未払金	33,045	33,045	-
未払費用	723,575	723,575	-
関係会社借入金	300,000	300,000	-
預り敷金保証金	223,121	215,101	8,020
負債計	2,268,494	2,260,474	8,020

(＊１) 未収運用受託報酬に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(注１) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(１) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(２) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(３) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(４) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(５) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(６) その他未払金、未払費用

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 関係会社借入金

借入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,097,456	-	-	-
未収委託者報酬	1,068,576	-	-	-
未収運用受託報酬	269,440	-	-	-
未収投資助言報酬	66,031	-	-	-
未収収益	1,011,320	-	-	-
未収入金	9,158	-	-	-
長期差入保証金	140,234	232,637	-	-

（有価証券関係）

第12期 （平成22年3月31日現在）	第13期 （平成23年3月31日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日												
1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2．退職給付債務 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>347,596千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>347,596千円</td></tr> </table> 3．退職給付費用 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>55,464千円</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	347,596千円	(2) 退職給付引当金	347,596千円	勤務費用	55,464千円	1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。 2．退職給付債務 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>482,224千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>482,224千円</td></tr> </table> 3．退職給付費用 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>103,207千円</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	482,224千円	(2) 退職給付引当金	482,224千円	勤務費用	103,207千円
(1) 退職給付債務	347,596千円												
(2) 退職給付引当金	347,596千円												
勤務費用	55,464千円												
(1) 退職給付債務	482,224千円												
(2) 退職給付引当金	482,224千円												
勤務費用	103,207千円												

（税効果会計関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日																																																
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円） <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付引当金超過額</td><td>141,437</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>19,121</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金超過額</td><td>4,089</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>4,014</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,963</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>206,460</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>379,084</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td>379,084</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>-</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td>-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>-</td></tr> </table> 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	141,437	賞与引当金	19,121	役員退職慰労引当金超過額	4,089	未払費用	4,014	その他	3,963	繰越欠損金	206,460	繰延税金資産小計	379,084	評価性引当金	379,084	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	-	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円） <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付引当金超過額</td><td>196,217</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>58,973</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>258,982</td></tr> <tr><td>税務上の営業権計上額</td><td>608,298</td></tr> <tr><td>その他</td><td>9,332</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>1,691,188</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>2,822,993</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td>2,822,993</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>-</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td>-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>-</td></tr> </table> 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	196,217	賞与引当金	58,973	未払費用	258,982	税務上の営業権計上額	608,298	その他	9,332	繰越欠損金	1,691,188	繰延税金資産小計	2,822,993	評価性引当金	2,822,993	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	-
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	141,437																																																
賞与引当金	19,121																																																
役員退職慰労引当金超過額	4,089																																																
未払費用	4,014																																																
その他	3,963																																																
繰越欠損金	206,460																																																
繰延税金資産小計	379,084																																																
評価性引当金	379,084																																																
繰延税金資産合計	-																																																
繰延税金負債	-																																																
繰延税金資産の純額	-																																																
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	196,217																																																
賞与引当金	58,973																																																
未払費用	258,982																																																
税務上の営業権計上額	608,298																																																
その他	9,332																																																
繰越欠損金	1,691,188																																																
繰延税金資産小計	2,822,993																																																
評価性引当金	2,822,993																																																
繰延税金資産合計	-																																																
繰延税金負債	-																																																
繰延税金資産の純額	-																																																

（企業結合等関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
該当ありません。	（吸収合併） ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年 5 月12日付で合併契約を締結し、平成22年 5 月12日に開催した取締役会の承認をもって、平成22年 7 月 1 日に合併いたしました。 （1）企業結合の概要 1）結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルティング業務 被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルティング業務 2）企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併 3）企業結合後の名称 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（合併後の新商号：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
	4) 取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。 (2) 実施する会計処理の概要 当該合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

（資産除去債務関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
—	当社は建物等の賃借契約において、建物等の所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しておりますが、当社が退去時における原状回復に係る義務を有していないため、資産除去債務を計上していません。

（セグメント情報等）

第13期

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

(セグメント情報)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1．製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,804,714	808,306	1,172,399	5,785,419

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
4,458,536	731,661	277,934	317,288	5,785,419

(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
BNPパリバ ブラジル株式オープン	1,056,553	なし
BNPパリバ・インベストメント・ パートナーズ・ルクセンブルグ	731,661	なし

(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者関係）

1．関連当事者との取引

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,369百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	-	預金	449,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル	Comissao de Valores Mobiliarios	2,369百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払（注2）	331,610	未払委託調査費	144,534

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注2）委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

2．親会社に関する情報

（1）親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

第13期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,397百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	-	預金	1,073,099
							資金の借入（注1）	1,200,000	関係会社借入金	300,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメントブラジル	Avenida Presidente Juscelino Kubitschek, n. 510, 14th floor, São Paulo, SP, Brazil. CEP n.º 04543-906	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払（注2）	340,318	未払委託調査費	120,626
親会社の子会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	33, rue de GasperichL - 5826 Howald - Hesperange	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入（注3）	15,641	未収運用受託報酬	2,642
							その他営業収益の受入（注3）	716,020	未収収益	654,158
							業務委託費の支払（注3）	573	未払費用	573
親会社の子会社	BNPパリバ証券会社東京支店	東京都千代田区丸の内1-9-1	795億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入（注3）	223,121	預り敷金保証金	223,121

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注2）委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

（注3）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4）上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

（１株当たり情報）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
1株当たり純資産	71,317円	1株当たり純資産	141,632円
1株当たり当期純損失	43,272円	1株当たり当期純損失	36,924円
損益計算書上の当期純損失	341,418千円	損益計算書上の当期純損失	332,316千円
1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る当期 純損失	341,418千円	1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る当期 純損失	332,316千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数・普通株式	7,890株	期中平均株式数・普通株式	9,000株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額 については、新株引受権付社債及び転換社債型新 株引受権付社債を発行していないため記載して おりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額 については、新株引受権付社債及び転換社債型新 株引受権付社債を発行していないため記載して おりません。	

（重要な後発事象）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日												
（吸収合併） ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年5月12日付で吸収合併契約を締結しております。 （1）企業結合の概要 1）結合当事企業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルティング業務 被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルティング業務 事業の規模 被結合企業の直前期（平成21年12月期）の概要 <table data-bbox="316 1444 754 1697"> <tr> <td>営業収益</td><td>3,618,439千円</td></tr> <tr> <td>当期純損失</td><td>96,515千円</td></tr> <tr> <td>総資産額</td><td>3,661,567千円</td></tr> <tr> <td>総負債額</td><td>1,838,461千円</td></tr> <tr> <td>純資産額</td><td>1,823,106千円</td></tr> <tr> <td>従業員数</td><td>59名</td></tr> </table> 2）企業結合日 合併効力発生日については、平成22年7月1日を予定しております。 3）企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併	営業収益	3,618,439千円	当期純損失	96,515千円	総資産額	3,661,567千円	総負債額	1,838,461千円	純資産額	1,823,106千円	従業員数	59名	該当ありません。
営業収益	3,618,439千円												
当期純損失	96,515千円												
総資産額	3,661,567千円												
総負債額	1,838,461千円												
純資産額	1,823,106千円												
従業員数	59名												

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
4) 企業結合後の名称 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 5) 取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ピー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ピー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行う予定です。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。 (2) 実施する会計処理の概要 当該合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。	

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第14期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)		
資産の部				
科目	注記 番号	内訳	金額	
流動資産	* 1		千円	
預金			984,014	
前払費用			31,700	
未収委託者報酬			747,856	
未収運用受託報酬			263,979	
未収投資助言報酬			137,696	
未収収益			716,566	
未収入金			143,072	
立替金			2,039	
流動資産計			3,026,926	
固定資産				
有形固定資産				
建物				143,238
器具備品				3,063
有形固定資産計				146,302
無形固定資産				
ソフトウェア				2,509
のれん				200,428
無形固定資産計				202,938
投資その他の資産				
長期差入保証金			232,505	
その他			7,001	
投資その他の資産計			239,506	
固定資産計			588,747	
資産合計			3,615,673	

期別		第14期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)		
負債の部				
科目	注記 番号	内訳	金額	
流動負債	* 2		千円	
預り金			44,543	
未払手数料			439,153	
未払委託調査費			253,319	
その他未払金			71,016	
未払費用			776,465	
未払法人税等			22,060	
未払消費税等			7,879	
賞与引当金			214,148	
役員賞与引当金			48,403	
流動負債計			1,876,989	
固定負債				
退職給付引当金				359,439
役員退職慰労引当金				142,483
預り敷金保証金				223,121
資産除去債務				51,771
固定負債計				776,815
負債合計			2,653,805	
純資産の部				
科目	注記 番号	内訳	金額	
株主資本				
資本金			450,000	
資本剰余金				
資本準備金		7,777		
その他資本剰余金		1,907,867		
資本剰余金合計			1,915,644	
利益剰余金				
利益準備金		75,500		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		1,479,276		
利益剰余金合計			1,403,776	
株主資本合計			961,868	
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金				0
評価・換算差額等合計				0
純資産合計			961,868	
負債・純資産合計			3,615,673	

(2) 中間損益計算書

期別		第14期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額
営業収益			千円
委託者報酬			1,568,879
運用受託報酬			387,920
投資助言報酬			96,946
その他営業収益			623,344
営業収益計			2,677,090
営業費用			
支払手数料			823,751
広告宣伝費			6,132
調査研究費			35,379
委託調査費			310,221
委託計算費			108,693
営業雑経費			23,124
印刷費		20,290	
協会費		2,834	
営業費用計			1,307,302
一般管理費			
給料			600,586
役員報酬		39,416	
給料・手当		561,169	
業務委託費			390,721
交際費			452
旅費交通費			31,086
租税公課			13,003
不動産賃借料			131,826
賞与引当金繰入額			124,717
役員賞与引当金繰入額			43,041
退職金			22,090
退職給付費用			37,683
役員退職慰労引当金繰入額			1,450
固定資産減価償却費	* 1		5,884
のれん償却費			52,285
諸経費			160,829
一般管理費計			1,615,660
営業利益又は営業損失 ()			245,871
営業外収益			
受取利息			4
営業外収益計			4
営業外費用			
支払利息			162
為替差損			52,635
雑損失			5,060
営業外費用計			57,858
経常利益又は経常損失 ()			303,725
特別損失			
固定資産除却損			7,197
特別損失計			7,197
税引前中間純利益又は税引前中間 純損失 ()			310,923
法人税、住民税及び事業税			1,899
法人税等調整額			-
法人税等合計			1,899
中間純利益又は中間純損失 ()			312,823

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第14期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)			
株主資本			
資本金	当期首残高		450,000
	当中間期変動額		-
	当中間期末残高		450,000
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		7,777
	当中間期変動額		-
	当中間期末残高		7,777
その他資本剰余金	当期首残高		1,907,867
	当中間期変動額		-
	当中間期末残高		1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高		1,915,644
	当中間期変動額		-
	当中間期末残高		1,915,644
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高		75,500
	当中間期変動額		-
	当中間期末残高		75,500
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		1,166,452
	当中間期変動額		
		中間純利益又は中間純損失 ()	312,823
		当中間期変動額合計	312,823
	当中間期末残高		1,479,276
利益剰余金合計	当期首残高		1,090,952
	当中間期変動額		312,823
	当中間期末残高		1,403,776
株主資本合計	当期首残高		1,274,691
	当中間期変動額		312,823
	当中間期末残高		961,868
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	当期首残高		0
	当中間期変動額		0
	当中間期末残高		0
純資産合計	当期首残高		1,274,691
	当中間期変動額		312,823
	当中間期末残高		961,868

重要な会計方針

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
1．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却にしております。
3．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員への退職金の支払に備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金の当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第14期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	5,207千円
器具備品	7,911千円
* 2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
* 1 減価償却実施額	
有形固定資産	5,343千円
無形固定資産	477千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日				
1．発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 （株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間 末株式数（株）
普通株式	9,000	-	-	9,000
2．配当に関する事項 該当事項はありません。				

（リース取引関係）

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
1．ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。 2．オペレーティング・リース取引（借主側）は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料	
1 年内	201,667千円
1 年超	201,667千円
合 計	403,335千円

（金融商品関係）

第14期中間会計期間末
（平成23年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。（単位：千円）

科 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	984,014	984,014	-
未収委託者報酬	747,856	747,856	-
未収運用受託報酬	263,979	263,979	-
未収投資助言報酬	137,696	137,696	-
未収収益	716,566	716,566	-
未収入金	143,072	143,072	-
長期差入保証金	232,505	229,961	2,544
資産計	3,225,691	3,223,147	2,544
未払手数料	439,153	439,153	-
未払委託調査費	253,319	253,319	-
その他未払金	71,016	71,016	-
未払費用	776,465	776,465	-
預り敷金保証金	223,121	220,577	2,544
負債計	1,763,075	1,760,531	2,544

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

（1）預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

（5）未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（6）その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の償還予定額

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 1 0 年以内	1 0 年超
預 金	984,014	-	-	-
未収委託者報酬	747,856	-	-	-
未収運用受託報酬	263,979	-	-	-
未収投資助言報酬	137,696	-	-	-

未収収益	716,566	-	-	-
未収入金	143,072	-	-	-
長期差入保証金	-	232,505	-	-

（有価証券関係）

第14期中間会計期間末 （平成23年9月30日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第14期中間会計期間末 （平成23年9月30日現在）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	- 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	51,707千円
時の経過による調整額	63千円
当中間会計期間末残高	51,771千円

（セグメント情報等）

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日				
（セグメント情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
（関連情報） 1．製品及びサービスごとの情報				
（単位：千円）				
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,568,879	484,866	623,344	2,677,090
2．地域ごとの情報				
（1）営業収益				
（単位：千円）				
日本	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
1,954,223	318,856	225,396	178,615	2,677,090
（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
（2）有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。				
3．主要な顧客ごとの情報				
（単位：千円）				
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	390,517		なし	
BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	318,856		なし	
（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

（1株当たり情報）

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
● 1株当たり純資産額	106,874円
● 1株当たり中間純損失	34,758円
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	312,823千円
普通株式に係る中間純損失	312,823千円
普通株主に帰属しない金額	-
期中平均株式数	普通株式 9,000
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

「受託会社」

名称	資本金の額 (平成23年9月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

「販売会社」

名称	資本金の額 (平成23年9月末現在)	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

（２）販売会社

当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

３【資本関係】

- （１）受託会社：該当事項はありません。
- （２）販売会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

平成23年3月10日 有価証券報告書

平成23年3月10日 有価証券届出書

平成23年9月9日 半期報告書

平成23年9月9日 有価証券届出書の訂正届出書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成23年 2 月 2 日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフォルティス中国環境関連株式投信の平成21年12月18日から平成22年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス中国環境関連株式投信の平成22年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年2月2日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンドの平成21年12月18日から平成22年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンドの平成22年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月12日にフォルティス・アセットマネジメント株式会社と吸収合併契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成24年 2 月 1 日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフォルティス中国環境関連株式投信の平成22年12月11日から平成23年12月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス中国環境関連株式投信の平成23年12月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年2月1日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンドの平成22年12月11日から平成23年12月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス中国環境関連株式投信 マネープール・ファンドの平成23年12月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月24日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月21日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男 澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。